防衛医科大学校病院疑義照会簡素化プロトコル

防衛医科大学校病院

【目的】

院外処方箋における典型的な疑義照会の負担を軽減することにより、以下のことを目的と して実施する。

- ・薬局での患者待ち時間の短縮
- ・医師、外来看護師の疑義照会応需における負担軽減

【法的根拠】

1) 薬剤師法

第23条(処方箋による調剤)

- 1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋によらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない
- 2. 薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科 医師 又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

第24条(処方箋の中の疑義)

薬剤師は、処方箋の中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師 又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによって調剤し てはならない。

2) 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」 (医政発 0430 第 1 号, 2010 年 4 月 30 日,以下 p2 より抜粋)

薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、 医師等と協働して実施すること。

3) 「現行制度のもとで実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」

(医政発 0930 第 16 号, 2021 年 9 月 30 日, 以下 p6 より抜粋)

事前に取り決めたプロトコルに沿って処方された薬剤の投与量の変更等薬剤師が、医師・薬剤師等により事前に取り決めたプロトコルに基づき、薬物療法を受けている患者に対する薬学的管理(相互作用、重複投与、配合変化、配合禁忌等に関する確認、薬剤の効果・副作用等に関する状況把握、服薬指導等)を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて、服薬方法の変更(粉砕、一包化、一包化からの除外等)や薬剤の規格等の変更(内服薬の剤形変更、内服薬に規格変更及び外用薬の規格変更等)を行うことは可能である。変更を行った場合は医師、看護師等と十分な情報共有を行う必要がある。

4) 本プロトコルについて

本プロトコルは、上記薬剤師法および医政局長通知に基づき、運用を行う。 本プロトコルは疑義照会不要例に該当する場合は、包括的に薬剤師法第23条第2項に 規定する医師の同意が得られたものとして、処方医への疑義照会を不要とする。

ただし以下の点には注意する。

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に医師の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 麻薬・抗悪性腫瘍剤は本プロトコルの適用としない。

【疑義照会不要例】

次に記す内容については疑義照会の省略が可能である。但し患者に対し説明・同意を 得なければならない。また、適応から外れた変更は不可とする。

I. 患者の希望による一包化・剤形変更について

- ① 患者の希望あるいはアドヒアランス不良が改善されると判断できる一包化調剤(保険 請求を伴う変更を含む)
 - ※ 必ず患者さんに服用方法と患者負担について説明後、同意を得て調剤して下さい。

例:一包化の指示がない→ 一包化 ○

例: 一包化 → 一包化削除 x (アドヒアランス低下のおそれ)

② 患者の希望による剤形変更

例:ミヤBM 錠→ミヤBM 細粒

例: アムロジピン錠 5 mg → アムロジン OD 錠 5 mg

- ③ 嚥下機能が低下している患者の場合、粉砕後の安定性と体内動態を薬学的に検討した上で、錠剤を粉砕して調剤すること。
- ④ シロップ剤の内服が苦手な患者の場合、アドヒアランスの向上のために同一成分の ゼリー製剤等へ変更して調剤すること。

例: ラクツロースシロップ 65% → ラグノス NF 経口ゼリー分包 12g

II. 処方日数の変更 について

麻薬と抗がん剤については、残薬調整があっても必ず疑義照会を行う。

継続処方の薬(外用剤含む)に残薬がある場合、処方日数を短縮して調剤する。

例:アムロジピン錠 5mg1 錠 30 日分→20 日分 (10 日分の残薬があるため)

例: リンデロン VG 軟膏 0.12% 10g 3 本→2 本 (1 本残薬があるため)

② 隔日投与など記載された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合、処方日数を適正化すること。

例: フロセミド 20 mg 1 錠 分 1 朝食後 隔日投与 30 日分 → 15 日分 (他の連日投与医薬品の処方日数が 30 日分の場合)

③ ビスホスホネート製剤などの週1回、月1回製剤が連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合、処方日数を適正化すること。

例:フォサマック 35mg(週1回製剤)1回1錠 起床時14日分→2日分 (他の連日投与薬品の処方日数が14日分の場合)

④ 新薬や向精神薬などが投与制限を超えて処方されていた場合、不足分は再受診していただくように説明し、上限の処方日数に変更すること。

ただし、麻薬処方の変更はできない。

例: フルニトラゼパム 1mg 1 錠 1× 就寝前 40 日分 → 30 日分

※ 投与日数延長については変更不可とし、疑義照会の対応とする。

III. 用法の変更について

① 医師の判断のもと漢方薬などが食後服用となっている(過去の疑義照会で確認がとれている場合、アドヒアランスを考慮して食後服用のままで調剤すること。

例:大建中湯エキス顆粒 毎食後 → 毎食前

例:メトクロプラミド錠 5mg 3 錠 分 3 毎食後 →毎食前

② 医師の判断のもと、就寝前に服用するべき一部の抗アレルギー薬が夕食後服用となっている場合、アドヒアランスを考慮して夕食後服用で調剤すること。

例: レボセチリジン塩酸塩錠 5mg の用法は添付文書上では就寝前となっている

③ a-グルコシダーゼ阻害薬やグリニド薬等が食前や食後服用となっている場合、 処方医の説明内容と食事の摂取状況を確認した上で、適切な用法に変更すること。

例:ボグリボース OD 錠 0.2mg 3錠 分 3 毎食後 → 毎食直前

例: レパグリニド錠 0.5mg 3錠 分3 毎食前 → 毎食直前

④ 同一の Rp.で処方されている複数の軟膏剤等において混和の指示がない場合、混和 後の安定性を薬学的に判断した上で、混合調剤すること。

例: Rp.1 アンテベート軟膏 0.05% 50g

プロペト 50g

⑤ 外用剤の用法追記

外用剤の貼付部位や塗布部位、使用回数などの記載がない場合や異なる部位が記載されているときは、患者面談から得られた用法を記載する。

IV. 別規格製剤がある場合の規格等の変更(麻薬処方の変更は不可)

- ① 同一成分のパップ剤からテープ剤、もしくはその逆の要望を患者から受けた場合、患者の希望に応じて変更調剤すること(ただし包装単位の関係上、同一の枚数に出来ない場合、63 枚を超えない適切と判断される枚数へ変更する)
 例:ケトプロフェンテープ 20mg → ケトプロフェンパップ 30mg
- ② 同一成分の軟膏、パップ剤、テープ剤においてサイズや規格変更の要望を受けた 場合、適応症を確認の上、規格・容量を変更して調剤すること。

例: ヒルドイドソフト軟膏 0.3%25g/本2本 →ヒルドイドソフト軟膏 0.3%50g/本1本 基剤が異なる軟膏からクリームなど外用剤においての剤形変更は不可

③ 処方薬に別規格がある場合、薬剤の安定性や利便性向上、半錠にする際の衛生的配慮により最適と判断できる規格で調剤する。

例: タリージェ OD 錠 5mg 1 錠 分 2 → タリージェ OD 錠 2.5mg 2 錠 分 2

例: ワルファリン K 錠 1mg 2.5 錠 → ワルファリン K 錠 1mg 2 錠 + 0.5mg 1

錠

④ 低用量の規格において患者さんの負担額が高くなる場合等において、高用量の規格 から同一成分量となるよう調剤する。

例: テルミサルタン錠 20mg 4 錠 分 1 → テルミサルタン錠 80mg 1 錠 分 1

⑤ 水剤、散剤において既成の分包品がある場合、分包品を調剤する。

V. 同一成分薬の銘柄変更

① 患者が先発医薬品を希望された場合、後発医薬品から先発医薬品へ変更して調剤する。

(但し、変更不可指示の場合を除く)

- ※ 価格の面で患者に十分説明すること
- ② 患者が同一成分の別銘柄の先発品を希望された場合、他の先発医薬品へ変更して調 剤する。

例:ジャヌビア錠 → グラクティブ錠 (併売)

疑義照会簡素化プロトコル運用方法

1) 保険薬局

本プロトコルを適用した場合は「処方修正報告書」(別紙 1) に記載し、当院薬剤部に情報提供を行う。

本プロトコルにより疑義照会を省略した場合、薬局薬剤師は該当患者の薬歴に本プロトコルの適用により疑義照会を省略したこと、処方医に対してフィードバックを行ったことを記録する。(実施しない場合は、個別指導時に指摘・査定の可能性あり)レポートは当院薬剤部へ FAX 送信する。

2) 病院薬剤師

保険薬局からのレポートを確認し、疑義照会が必要であると判断した場合は処方医に直接連絡を行い、必要に応じて処方修正等を依頼する。 緊急性のないものは各外来診療科へ届ける。

3) 医師

保険薬局からの「処方修正報告書」を確認し、必要に応じて処方修正を行う。 確認後、 外来 MA(医療事務作業補助者)へカルテへのスキャンを依頼し記録を残す。

【院外処方箋疑義照会プロトコルの適用範囲】

本プロトコルは院外処方箋のみに適用される。院内処方箋においては、この限りではない。 本プロトコルの適用範囲は、当院と「疑義照会簡素化プロトコル合意書」(別紙 2)を締結 した保険薬局のみとする。

【保険薬局から当院への問い合わせ】

- 処方内容に関すること(疑義照会必要時)代表(04-2995-1511)→各診療科窓口
- 処方箋料等医療費の変更・保険関係代表(04-2995-1511)→病院運営課・医事係(内 3032)
- 本プロトコルに関する問い合わせ・レポート送付先 薬剤部医薬品情報室(DI室) FAX: 04-2995-1509